

## 令和2年度 予算編成方針

わが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で景気は緩やかに回復しているものの、輸出を中心に弱さが続いているほか、通商問題の動向や金融資本市場の変動の影響などに留意する必要がある、先行きは不透明な状況です。

一方、本区財政においては、力強い人口増加による特別区民税の伸びは期待できるものの、ふるさと納税によるマイナス影響は引き続き拡大し、今年度は18億円にまで及ぶことが見込まれます。また、都道府県間の清算基準の見直しによる地方消費税交付金の大幅な減収、消費税率の引上げにあわせて実施される法人住民税のさらなる国税化による特別区交付金のマイナス影響の拡大など、今後も予断を許さない状況にあります。

こうした中、年間出生数が3年連続で2,000人を超えるなど、人口増加が続く中でもとりわけ年少人口の増加が著しく、本区の行政需要は子育て・教育分野をはじめとますます拡大し、多様化しています。また、市場移転後の築地の活気とにぎわいの継承、1年後に迫る東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えたまちづくり、日本橋上空の首都高速道路の地下化に向けた取組など、本区を取り巻く課題への対応を着実に進めていかなければなりません。

このような状況の下、「中央区基本構想」に掲げる将来像「輝く未来へ橋をかける——人が集まる粹なまち」を実現するため、あらゆる分野にわたる課題に立ち向かうとともに、昨年3月に策定した「中央区基本計画2018」において示す各施策を力強く推進しているところです。

本区が今後も首都東京の心臓部の役割を担い、さらに機能的で魅力あるまちとして発展し続けるためには、職員一人一人が真の区民ニーズを的確に把握し、各部局において迅速かつ適切に対応することはもとより、部局の垣根を越え組織横断的に対応するなど、課題解決に向け、区が一丸となり全力を挙げて取り組まなければなりません。

そのためにも、施策の成果を重視したマネジメントサイクルを徹底し、これまで以上に効率的で効果的な行財政運営を推進するとともに、将来にわたり健全で強固な財政基盤を堅持していく必要があります。

以上の認識を踏まえ、令和2年度予算は次の方針に基づき編成するものとします。

## 第1 基本方針

令和2年度予算は、基本構想に掲げる将来像の実現に向け、基本計画2018の着実な進展を図るため、計画で示した各施策を積極的に推進するものとする。併せて、真の区民ニーズを的確に捉え、既存事業の積極的な見直しやスクラップ・アンド・ビルドによる新規事業の構築を行うことにより、区民の負託に応える施策展開のための財源を確保し、今後の社会経済状況の変化にも的確に対応しうる強固な財政基盤を堅持する。

### 1 基本的な考え方

都心に位置し、江戸開府以来の歴史と伝統を背景に発展してきた本区は、現在多くの人々が住み・働き・集うまちとなっている。そのことを踏まえ、基本計画2018に掲げる9つの基本政策に基づく取組を計画的に展開するとともに、全ての人々に対する福祉サービスの提供や健康づくりの推進、地域特性に応じた防災対策の推進、環境に配慮した持続可能なまちづくり、都心コミュニティの活性化など、区民生活や地域活動に密接に関わる取組を着実に推進すること。また、次に掲げる分野を優先すべき重点分野と位置付け、積極的に取り組むこと。

#### (1) 子どもも親も安心できる子育て・教育環境の充実

誰もが安心して子どもを産み、喜びを持って育てることができるよう、民間や地域の活力を積極的に活用し、待機児童の解消に向けた取組を強化するとともに、次世代の力を伸ばす学校教育を展開するなど、子育て・教育環境の充実を図る。

#### (2) 東京2020大会の成功とその後の魅力づくり

いよいよ来年に東京2020大会が開催されることから、その成功に向けた取組を着実に進めるとともに、大会終了後はレガシーを積極的に活用し、都心ならではの新たな魅力づくりを推進する。

### 2 事業構築に当たって

区民福祉の向上と健全で持続可能な行財政運営を両立する観点から、事業の構築・展開に当たっては、職員一人一人が経営者の視点に立ち、区民の安全・安心な暮らし、満足度の向上など得られる成果を的確に見通すとともに、次に

掲げる事項を十分に踏まえること。

なお、首都東京の中心であり、集合住宅居住者が9割という本区だからこそ、人と人とのふれあいや思いやる「心」が求められているとの認識の下、「ハートオブ東京 中央区」の実現を目指し、施策全般にわたり、区民同士のつながりや「心」の通い合いを重視した事業構築に努めること。

**(1) 緊急度・重要度による事業選択**

東京2020大会後を見据えた基盤整備などにより、多大な財政負担が生じることから、限られた財源を適切に配分するため、これまで以上に各事業の緊急度・重要度を見極めた上で施策全般にわたる事業選択を行い、行政ニーズの変化により効果が乏しくなった事業については、その存廃を含めた積極的かつ大胆な見直しを行うこと。

**(2) エビデンスに基づく事業構築と説明責任**

事業構築に当たっては、その妥当性を裏付ける客観的事実などのエビデンスに基づき行うとともに、説明責任を果たすためにも、背景にある課題、事業の目的や成果目標を明らかにすること。

**(3) 成果重視型のマネジメントサイクルの徹底**

事業を課題解決や区民福祉のさらなる向上のための手段と捉え、事業成果を厳しく検証すること。特に、今年度からストック情報やフルコスト情報を活用した行政評価を実施していることから、これにより明らかとなった各事業の課題や方向性を踏まえた取組の着実な実行に努めること。

**(4) 各部局の主体性の発揮と部局間の連携の強化**

各部局が事業の明確な目標を定め、その達成に向けて解決すべき課題に的確に取り組むとともに、関係部局間の連携を強化・徹底し、類似事業の統合やサービス水準の整合を図るなど、効率的・効果的な事業執行に努めること。

**(5) 既存ストックの有効活用**

各種の公共施設や設備はもとより、人材やノウハウなどを含め、区がこれまで蓄積してきた既存ストックを最大限に有効活用すること。特に、施設整備については、可能な限り区有地や既存施設の活用を前提とし、新たな用地取得や施設建設を抑制すること。

## (6) 多様な主体との協働と「プロアクティブ・コミュニティ」の推進

さまざまな地域課題の解決に向けては、官民の役割を踏まえながら、区民、NPO、ボランティア、企業などの多様な主体との協働を推進するとともに、自ら率先して地域課題の解決に取り組む「プロアクティブ・コミュニティ」の考えを積極的に取り入れること。特に、昼間人口の多い本区の特性を踏まえ、「ふるさと中央区応援寄附制度」を積極的にPRし、区民以外の方からの財源も活用するなど、本区ならではの取組を進めること。

## 第2 予算編成の留意点

### 1 歳出予算について

#### (1) 全般的事項

ア 常に自己変革を怠ることなく行政改革に不断に取り組むためにも、全ての施策・事務事業について根本に立ち返り事業の存廃も含め徹底した点検・見直しを行うこと。

イ 単に前例を踏襲することなく、執行の方法や体制も含め徹底した見直しと創意工夫により、最少の経費で最大の効果が得られるよう十分に検討すること。

ウ 組織のあり方や既定人員の積極的な見直しを行い、全庁的な定数配置の一層の適正化・弾力化を図ること。

#### (2) 政策的経費

社会経済状況や行政ニーズの変化を的確に捉えた上で、政策目標と施策の方向性などを明確にし、独自性・創造性のある事業の企画・立案に努めるなど、新たな政策課題に積極的に取り組むこと。

ア 新規・充実事業については、次に掲げる事項に留意すること。

(ア) 政策目標の達成に向け必要性・有益性を十分に精査するとともに、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを原則とすること。

(イ) 事業構築に当たっては、適時性、費用対効果、全体計画と執行体制、将来展望と後年度負担、さらには他の関連事業との整合性や公平性など総合的に十分な検討を加えるとともに、あらかじめ成果目標と事業の見直し年度を定め、当該年度に事業効果を測定の上、事業存続の可否を厳しく判断すること。

イ 投資的事業については、事業の必要性を十分に検証の上、コスト削減に努めること。特に施設整備については、次に掲げる事項を必ず検討・検証すること。

(ア) ランニングコストなどの後年度負担を含め、投資額に見合う区民サービスの充実が図られるかなど、さまざまな視点で効果を十分に検証すること。

(イ) 将来的な施設ニーズの変化にも柔軟に対応し得る整備計画とすること。

### (3) 経常的経費

今日の社会情勢や区民ニーズの変化を踏まえ、区民生活に真に必要な事業か、実績面、有効性、公平性、効率性、代替可能性など多面的な視点から事業本体及び執行体制について見直しを行うとともに、経費のより一層の縮減に努めること。

## 2 歳入予算について

財源を的確に把握し、さらなる収入確保を図るとともに、「中央区債権管理条例」に基づき、債権の適正な管理に関する取組をより一層推進すること。

また、次に掲げる事項に努めること。

### (1) 収納率の向上及び受益者負担の適正化

ア 特別区民税、国民健康保険などの保険料については、引き続き徴収努力を行うとともに、これらの収入未済分については必要な措置を講じ、収納率の向上と収入の確保を図ること。

イ 各種負担金や使用料については、収納率の向上と収入未済分の解消に向けた具体的な対策を講ずるとともに、自主財源の確保及び受益者負担の適正化を図る観点から負担水準の見直しも含め検討すること。

### (2) 補助制度の活用

国や東京都の補助・負担事業については、国などの予算編成の動向に細心の注意を払い、制度改正に時宜を失することなく対応するとともに、国などの補助制度を積極的に活用すること。

### (3) 区民施設について

利用者にとってより使いやすく、より魅力ある施設となるよう指定管理

者などと連携・運営改善を図り、設置目的にかなった利用者・稼働率の増加と使用料の確保に努めること。

### 3 その他

事業執行上、地域及び関係団体の協力を要するものは事前に十分な調整を図るとともに、関係部局との連携に留意すること。

また、令和2年度に向けた税制改正や地方自治体向け補助金の見直しなど、国や東京都などの動向には常に注意を払い、最新情報の収集に努めること。